**⑨「防犯カメラを設置するのか、しないのか？」**

**～プライバシー、対立する利益～**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ●主に対応する学習指導要領　公民的分野 | | | |
| 内容C私たちの政治  (1)人間の尊重と日本国憲法の基本的原則  ア(ア) 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法  の意義を理解すること。 | | | |
|  | | | |
| ●主に対応する帝国書院公民単元名・対応ページ | | | |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第2部  政治 | 第1章  日本国憲法 | 第2節  基本的人権の尊重 | P.55 |

**第Ⅰ部　指導案**

**１　授業のねらい**

（１）たくさんの人が生活しているマンションなどの集合住宅では、生活スタイルや価値観の違いなどからさまざまなトラブルが発生することがあります。これらのトラブルを「対立」と捉えてこのワークシートを作りました。このような「対立」から「合意」に導く力を生徒たちにつけさせることが大切なので、このワークでは異なる意見を整理する方法を学ばせたいと考えます。

（２）プライバシーの権利と肖像権について、現状と課題を身近な例から取りあげて考えさせます。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

『中学校学習指導要領解説社会編』（平成29年7月）p.139には、「『対立』が生じた場合、多様な考え方をもつ人が社会集団の中で共に成り立ちうるように、また、互いの利益が得られるよう、何らかの決定を行い、『合意』に至る努力がなされていることについて理解できるようにする」とあります。そこで、この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

①　対立を合意に導くために、立場や利害の違いを整理し、解決の方向性を考える力

②　対立と合意の考え方

③　プライバシーの権利や肖像権の大切さ

また、マンションの防犯カメラの設置を通して、人権意識を高めることができればと考えます。

**３　指導計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導  入 | ・プライバシーの権利や肖像権について身近な例をあげて、関心をもつ。 | ・スマホのSNSなどを例にあげる。 |
| 展  開 | ・ワークシートの事例を読む。  ・メンバーの立場や利害関係の違いを把握する。  ・それぞれの対立している人たちにどのようなアドバイスをすればよいか考える。  ・立場や利害を調整して、対立を合意に導くためにはどのようにすればよいか、意見交換する。 | ・ワークシートを使って、それぞれの意見の違いを図にまとめさせる。  ・ワークシートを使って、アドバイスを選ばせる。  ・プライバシーの権利や肖像権について、生徒の意識が低いようなら、「弁護士からのアドバイス」を参考にその大切さを説明する。  ・席の近くの人やグループで意見交換をさせる。 |
| ま  と  め | ・具体的な事例からより深く理解する。  ・「対立と合意」の考え方を理解する。 | ・「弁護士からのアドバイス」を参考に、実際の事例を説明する。  ・対立と合意について、「授業作りのポイント」を参考に、考え方を説明する。 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**  ・対立を合意に導くために、立場や利害の違いを把握することが重要であることに気づくこ  とができたか。 |
| **○思考・判断・表現**  ･対立を合意に導くための方策について、意見交換をしながら、考えることができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**  ・マンションの防犯カメラの事例について、自分がされて嫌なことと、マンションの住人が  受ける利益との関係などについて考えようとしている。さらに、さまざまに設置されてい  る防犯カメラの効果と権利の侵害についても、考えようとしている。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**  ・もし自分だったらどう考えるかという視点にたって意見を述べるようとしている。 |
| **○A規準の例**  ・自分の立場だけでなく、自分の意見とことなる立場の人がいること、マンションの住人さ  らには社会全体の利益とどう調整するかについて考えようとしている。 |

**第Ⅱ部　ワークシート**

**「防犯カメラを設置するのか、しないのか？」**

**～プライバシー、対立する利益～**

　　組　　番 名前

現代社会をとらえる見方や考え方の一つに「対立と合意」というものがあります。事例を通して、それらを学びましょう。

１　事例をよく読んで、話し合いの論点をはっきりさせるため、ＡさんからＨさんの意見を図に表して整理してみましょう。

|  |  |
| --- | --- |
| 賛成派  中立的 | 反対派 |

①賛成派と反対派でＡさんからＨさんを分けてみましょう。（中立的ならば、真ん中あたりに書きましょう）

②意見が対立する人同士を矢じるしで結んでみましょう。また、その矢じるしの上に、どのような点で対立しているか書いてみましょう。

カメラの設置について

B

A

（例）

２　以下のア～エは、ＢさんからＨさんのうちの誰かの意見に対するアドバイスとなります。

それぞれ、だれの意見に対するアドバイスでしょうか？

ア．「警察に、カメラの効果について聞いてみてはどうでしょうか。」

イ．「録画データの保存期間や利用についてきまりを作ってみてはどうでしょうか。」

ウ．「カメラの設置する目的をもう一度整理してみてはどうでしょうか。」

エ．「カメラ作動中などして注意をうながすようにしてみましょう。」

３　マンション全員が納得する解決をまわりの人と話し合ってみましょう。

事例

|  |
| --- |
| 最近、近所で空き巣が増えているらしいということで、あるマンションの一部の住人が「マンションに防犯カメラを設置してはどうだろうか」という意見を出した。その意見に対して、マンションの住民が集まって話し合いをすることになった。  【それぞれの意見】  Ａさん「それでは、防犯カメラの設置について、みなさん意見を言ってください。ちなみに防犯カメラは管理人室にモニターとレコーダーを設置して、管理人さんに活用してもらおうと思います。」  Ｂさん　「今の時代、自分たちで防犯しないと危険ですよね。設置しましょう。」  Ｃさん　「私は、知らないうちにカメラに撮られているのは、私生活があばかれる気がして抵抗があります。」  Ｂさん「プライバシーとか言ったって、たかがカメラなのだから平気だよ。もし気になるのなら、安いものを購入して一か月間ためしてみたらどうですか？」  Ｄさん「カメラを置いたって、効果がないのではないかと思うのですがね・・・」  Ｅさん「効果があるから商店街に設置されていると新聞に書いてありましたよ。犯罪を防ぐという意味で設置するなら賛成します。」  Ｆさん「カメラを設置するなら、場所はやっぱり入口ですかね。」  　Ｄさん「裏口から不審者が入ってしまったら意味がありませんね。やっぱり防犯効果はないですよ。」  Ｇさん「防犯よりも証拠の記録のために設置しましょうよ。何かあったときに役に立ちますよ。それに、うちの子どもが変な友だちを家に連れ込んでいないかもチェックできますよ。」  Ｆさん「私が留守の時、息子が夜どこかに出かけていないか心配なのよね・・・だから，裏口や目立たない場所にいくつか設置しましょうよ。」  Ｃさん「いたるところに設置されるとしたら、自分たちの生活が監視されていることになるじゃないですか？いつ出かけたとか，誰がお客さんとして家に来たとか，すべて分かってしまうって気持ちが悪いです。」  　Ｈさん「いくつか設置される場合、肖像権はどうなるのですか。録画したものがどのように使われるかも不安です。最悪の場合，とられた映像がネットとかに流出することもあるかもしれないじゃないですか。」  Ｂさん「ネットに流出することなんてあまりないのでは。」  Ｈさん「私の高校生の娘がいるのですけど、画像がネットに流出するかもしれないので反対です。インターネットに流出した画像を見た男性がストーカーになった事件もありましたよね。海外では、インターネットに流出した動画がいじめにつながった事件もありましたし、正直怖いです。」  　Ａさん「話し合いがまとまらないので、もう少し論点を整理しませんか・・・。」 |

第**Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

**１　対立する二つの権利とは**

本事例は、マンション内に防犯カメラを設置するのか、それとも設置しないのか、という問題を扱っています。そこでは、カメラの設置者となるマンションの管理組合（事例ではAさんの立場だと思われますが）としては、居住者の生命・身体の安全を確保し、また財産を守るという目的のために、カメラを設置したいと主張することが予想されます。そして、このような主張は、管理組合がもつ権利の一つとして認められると考えられています。しかし他方では、CさんやHさんが心配するように、カメラの設置によって、居住者のプライバシーの権利や肖像権が侵害される可能性もあります。このように、防犯カメラを設置すべきかどうかは、この対立する二つの権利をいかに調整するかということにかかってきます。

**２　防犯カメラを設置することの重要性**

防犯カメラの機能としては、まず、BさんやEさんが述べているように、犯罪の予防・抑止をあげることができます。マンション内で発生する犯罪としては、空き巣、放火、痴漢などがあり、件数は少ないものの侵入強盗などの凶悪犯罪も見受けられます。防犯カメラが設置してある場所ではこのような犯罪に手を染めることをためらう効果が期待できることから、防犯カメラの設置は犯罪の予防・抑止に役立つのです。そして、防犯カメラの設置は、警察に頼らず自主防犯として行えるというメリットがあります。

また、防犯カメラの機能としては、捜査支援（犯罪解決）をあげることもできます。平成24年5月に発生した東京メトロ副都心線渋谷駅での刺傷事件をはじめとして、防犯カメラの画像が犯人逮捕の決め手になるケースが増えています。そして、Gさんが述べているように、犯罪の追跡可能性の確保や証拠収集方法の充実のためには、カメラの設置による映像の保存が重要になります。

**３　プライバシーの権利・肖像権を守ることの重要性**

他方で、CさんやHさんが心配するプライバシーの権利と肖像権についてみると、プライバシーの権利は、私生活をみだりに公開されない権利として、また、肖像権は、本人の承諾なく容ぼうや姿態を撮影されない権利として理解されています。

　　そして、本事例のマンション内での防犯カメラの設置の場合もそうですが、プライバシーの権利にしても肖像権にしても、裁判では、民法709条、すなわち不法行為に関する損害賠償の問題として扱われています。例えば、最近では、プライバシーの権利について、グーグルが提供しているストリートビュー（公道から撮影したパノラマ写真）によって、自宅ベランダに干してあった下着などがインターネット上で公開され、プライバシーの権利が侵害されたとして、60万円の損害賠償が請求された事件があります（第1審・福岡地裁平成23年3月16日判決、並びに、控訴審・福岡高裁平成24年7月13日判決では、私生活の平穏が侵害されていない事を理由に、請求は認められませんでした）。また、肖像権についても、無断撮影された写真を本人の承諾なく週刊誌に掲載され、肖像権が侵害されたとして、550万円の損害賠償が請求された事件があります（東京地裁平成21年9月29日判決、精神的苦痛に対する慰謝料として70万円が認められています）。

　　ただ、本事例を扱われる先生方にとっては、身のまわりで起きたプライバシーの権利や肖像権についての問題で実害が生じたという経験をされた方は少ないのではないでしょうか。確かに、裁判例としてあがっているのは、芸能人が私生活を公表されたり、本人の承諾なく写真が売られていたりという、やや特殊な人々に関する事案が多いのですが、なかには、公衆浴場で女性が無断撮影され、DVDとして販売されてしまったという事件もあり、また海外では、Hさんが例としてあげているように、１人の少年の振る舞いを記録した映像がYouTubeなどに流されて世界中の人々に閲覧され、さらには画像の改変などによるネットいじめが発生した事件があるなど、インターネット社会では、これらの権利に対する侵害行為が多発し、その被害は甚大なものとなってしまうことも予想されます。ぜひ、授業では、これから予測される状況もふまえて、話を展開していただきたいと思います。

**４　対立する二つの権利の調整**

管理組合がもつ安全確保などの権利と、居住者がもつプライバシー等の権利（それぞれ「利益」といってもいいと思います）の調整については、撮影・録画の方法や取扱方法をどのようにするかといったことが重要になってきます。Cさんが述べているように、例えば、マンション内の映像を撮影することによって、居住者の部屋に入る人物や、持ち物などの特定が行われてしまう可能性がありますし、録音もふくめれば、会話内容についても把握される可能性があります。そして、この想定される状況があるにもかかわらずカメラを設置するのであれば、設置していることを掲示して、カメラが居住者の目に触れるようにすることや、特定の範囲だけを撮影するようカメラを固定することなどの配慮が必要と考えます。また、録画したデータの第三者機関への提供の可否、保管期間、廃棄方法、取扱責任者の選任方法などについてのガイドライン作成の点も含めて、各人の同意が得られるルール作りをすることも重要となります。

　　なお、警察等の捜査機関へデータを提供することに関しては、個人情報について本人が開示を望まない場合にはその期待は保護されるべきで、本人に無断で警察に開示した場合には、プライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的期待を裏切り、プライバシーの侵害として不法行為を構成する、とした最高裁判決があります（最高裁平成15年9月12日判決）。

**５　防犯・監視カメラの利用例**

防犯・監視カメラの利用例としては、犯罪の予防・抑止や捜査支援に関して、高速道路上などでの自動車ナンバー自動読み取りシステム、交通事故時の画像記録目的でのドライブレコーダー、痴漢対策としてのJR埼京線や京王線における鉄道車両内のカメラ設置、学校への不審者侵入に対する安全対策としてのカメラ設置、などがあります。また、安心への配慮という点に着目すると、保育園での子供の様子確認のためのカメラ設置をあげることができ、自殺防止という点に着目すると、そのおそれのある場所でのカメラ設置を挙げることができます（以上，主に2008年以降の朝日新聞記事を参照）。

**６　関係条文**

　　民法709条（不法行為による損害賠償）

**「**故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は，これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

刑法130条（住居侵入等)

「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」

刑法235条（窃盗）

「他人の財物を窃取した者は，窃盗の罪とし，10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」

第**Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

**●「対立と合意」をしっかりとらえましょう**

「対立と合意」は教える側がどのようにそれを捉えているかで授業が大きく変わります。世の中にはたくさんの人が生活をしているので、さまざまな立場や利害関係があり、お互いに対立したり、複雑に結びついたりしています。クラスという４０人程度の集団にも考え方や利害によって立場が異なったり、結びついたりすることも多くみられます。

われわれの社会は、長い歴史の中で、一人ひとりの考え方や利害が異なるために生じる「対立」を乗り越えて、みんなで「合意」して、ルールや法というものを作ってきました。

意見がぶつかる「対立」した場面といっても、さまざまなレベルがあります。子どもにとって身近なところでは、子ども同士のけんかや、家庭やクラスでの決めごと、少し遠いところでは、売り買いの値段の設定や会社の折衝、国家同士の交渉などでしょうか。

対立した意見がスムーズに合意にいたるとは限りません。議論などを通して、お互いの考え方や利害を明らかにして、意見の一致をはからなければなりません。短時間に結論を出すことができる多数決という方法もありますが、意見が採用されない少数派にとっては納得できる結論にならず、最終的にはベストな合意にならないことが多く見られます。できるだけみんなが納得できるよう話し合いをして、考え方の違いや利害関係を明らかにした方がよいでしょう。

しかし、考え方の違いや利害関係は往々にして複雑に絡からみ合っているために、問題がややこしく捉えづらいこともあります。それらを整理する視点や役割（ファシリテーター）が必要になることもあります。

また、当事者双方の間で妥協点を見いだしていくのではなく、第三者の仲介・調停によって新たな解決方法を求めようという「トランセンド理論」という考え方もあります。それは例えば、おなかがすいた２人がバナナ１本をめぐって争っている場合、バナナを半分にすれば２人とも食べられますが、満腹にならなりません。しかし、バナナに小麦粉を加えてケーキにすれば、満腹にもなるしバナナも味わえるというような、超越した考え方を元にして解決を導き出すという方法です。

**●このワークのねらい**

　このワークの事例は、集合住宅のメンバーが「防犯カメラの導入」をめぐって、意見が対立しているシミュレーションです。対立した意見を合意に持ち込むためには、お互いの立場や利害を整理したり、それぞれの利害を調整したりする必要があります。そのためにワークではメンバーの立場や利害を図に書いて整理する方法を考えました。図に表して整理することで、立場や利害をはっきりさせることができます。その上で利害を調整できる妥協点を導くための方策や解決策を考えたり、話し合いなどの活動を子どもにさせたりしてください。「対立と合意」の考え方や対立を合意に導くための方法がわかるようになると思います。

**●アクティビティーを取り入れて**

　　　この授業を発展的なものにするには「話し合い」や「ロールプレイ」などの活動を取り入

れてみましょう。ワークをやることで立場を把握し利害を調整した後、解決方法の話し合

いを展開のメインにして授業を作っていくとよいでしょう。具体的にＡさん～Ｈさんの役を

設定してロールプレイすると自由に意見を言うことができ、授業が活発になります。この場

合、１時間目に「ワーク」、２時間目に「話し合い」または「ロールプレイ」、３時間目に「ま

とめ」と「ふりかえり」というように、３時間程度で授業を計画するとよいでしょう。

**●架空の出来事に終わらせず、実際の事例を頭に入れておきましょう**

この教材は、シミュレーションで架空の事例ですが、「弁護士からのアドバイス」にあるように、同じようなトラブルは全国で起きています。このことは指導する側は頭に入れておきましょう。実際、生徒の話し合いの場面で、そのような教材の深い解釈が、よりよいアドバイスや指導につながります。

いずれにしても、社会に開かれた教育課程、学びに向かう人間性等、という今回の学習指導要領改訂のポイントから考えて、こうした学習活動はとても大切だと思われます。①私個人ということと、②他人の意見、③集団や社会、国家の利益という３つの視点とその関係を、常に意識することが大切です。

**２　指導の工夫をしましょう**

　　　この教材は、学習指導要領公民的分野の内容Ｃ（１）「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」ア(ア)「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。」で取り扱うことができます。内容の取扱いとして「民主主義は、個人の尊重あるいは個人の尊厳を基礎とし、全ての国民の自由と平等が確保されて実現するものであることについて理解を深めることができるようにすることが大切である」点を留意しましょう。

**３　授業の進め方**

**〈　導　入　〉**

・プライバシーの権利や肖像権については、SNSの話などをすると子どもの関心を高めることができます。その際、実際に権利を侵害されて、被害にあったことなども話ができれば、プライバシーの権利や肖像権についての意識を高めることができます。

**〈　展　開　〉**

・事例を読む場合、クラスから代表者を選び、簡単な寸劇にすることも可能です。また本格的にロールプレイにすることもできます。

・子どもたちで話し合わせると、往々にして、プライバシーの権利や肖像権を制限して、防犯カメラの導入を優先させようとする考えが多数になることがあります。その際には、「弁護士からのアドバイス」を参考にして、プライバシーの権利や肖像権、人権の大切さを説明して、防犯カメラの設置によるさまざまな権利の対立がはっきりするようにしてください。

**〈　まとめ　〉**

　　　・「授業づくりのポイント」を参考にして、対立と合意の考え方を説明してください。その際に、できるだけ具体的な例を説明できるとわかりやすくなると思います。

**《ワークシートの解答例》**

１の解答例

|  |  |
| --- | --- |
| 賛成派  プライバシーについて  B  カメラの設置場所  肖像権やネット流失について  F  中立的  G  A  D  　カメラの役割  E | 反対派  H  カメラの効果  C |

（図の中の上下の位置は、あまり関係ありません。対立する意見を矢じるしで結ぶことが重要です。）

**２の解答例**

　ア：Ｄさん、Ｅさん

　イ：Ｂさん、Ｃさん、Ｈさん

　ウ：Ｅさん、Ｆさん、Ｇさん

　エ：Ｂさん、Ｃさん、Ｈさん